

2013年2月20日

産経新聞 夕刊

児童虐待の通報・相談は年間5万件を超え、年々増え続けているが、この問題に取り組むNPO法人「シンクキッズ」代表幹事の後藤啓二弁護士は「氷山の一角」と言う。家庭は一種の密室で、家族が口を閉ざせば、中で何が起きているか、外部からは容易にうかがい知れない

▼大阪市 東住吉区の女児行方不明事件も、市の職員が何度も自宅を訪問したが、父親の「妻の実家に帰っている」などの説明にだまされていた。6歳になっている

はずの女児の所在を確認しないまま児童手当を支給していたのは、ずさんと書つしかないが、行政の腰を重くさせる法制度には問題がある

▼児童虐待防止法は児童の安否確認などのためには、臨検、捜索を認めているが、裁判官の許可状が必要で、さらに保護者が立ち入り調査や出頭を拒否したことなどが要件になる。児童の安全を第一に考えて「立ち入りが許されるというより、立ち入りしない」とが許されない（後藤弁護士）という視点が必要だ。

湊町
365